

掛川市規則第10号

掛川市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市老人福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「費用の額」の次に「（以下「費用額」という。）」を加える。

第13条の見出しを「（費用額の変更）」に改め、同条第1項中「、第11条第1項の規定にかかわらず」を削り、「費用徴収金を徴収しないものとする」を「費用額を変更することができる」に改め、同項第1号中「費用徴収金」を「費用額」に改め、同項第2号中「徴収金」を「費用額」に改め、同条第2項中「老人福祉法による費用不徴収事由申告書」を「老人福祉法による費用額変更事由申告書」に改める。

第14条中「徴収する費用の額」を「費用額」に改め、「又は」の次に「第13条第1項の規定により費用額を」を加え、「老人福祉法による費用徴収額決定（変更）通知書」を「老人福祉法による費用額決定（変更）通知書」に改める。

別表第2備考2の(2)中「及び第24項」を「及び第25項」に改める。

様式第23号中「老人福祉法による費用不徴収事由届出書」を

「老人福祉法による費用額変更事由届出書」に、

「

徴収金の月額	円
理由	

」

を

「

費用額変更の理由	
----------	--

」

に改める。

様式第24号中「老人福祉法による費用徴収額決定（変更）通知書」を

「老人福祉法による費用額決定（変更）通知書」に、

「

費用徴収額	年 月 日から月額	円
-------	-----------	---

」

を

「

費用額	年 月 日から月額	円
-----	-----------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。